



**Nitto グループ  
グリーン調達基準書**

2016年8月1日 改定 第五版

**Nitto グループ**

## 目次

1. グリーン調達方針について
2. 本基準書の目的と適用範囲
3. グリーン調達に向けた推進事項
4. お取引先様の環境保全への取り組み評価
5. 購入材料に対する環境負荷物質調査
  - 5.1 含有化学物質管理への協力依頼
  - 5.2 含有化学物質帳票の提出について
  - 5.3 含有化学物質帳票の種類
  - 5.4 含有化学物質帳票に関する補足事項
  - 5.5 包装資材に対する補足事項
6. さらなる環境負荷低減への取り組み
  - 6.1 産業廃棄物削減のお願い
  - 6.2 より環境負荷の少ない原材料の開発/紹介のお願い
  - 6.3 生産設備・施設・補助材料（工程材料）など
  - 6.4 備品・一般事務用品
  - 6.5 外注作業
7. 調査における窓口

別紙1 閾値の判断基準

## 1. グリーン調達方針について

Nitto グループは調達活動においても地球環境保全への配慮が必要であり、それが企業の社会的責任を果たすことにつながると考えます。そのため、Nitto グループにおける調達活動の方針を示す『調達基本方針』においても、地球環境保全の一環としてグリーン調達を推進していくことを定めています。

一方、グリーン調達はNitto グループの取り組みだけで実現できるものではなく、サプライチェーンを構成するすべてのお取引先様のご協力が必要になります。お取引先様への期待事項をまとめた『CSR 調達ガイドライン』の【地球環境保全(グリーン調達)】項目の中では、お取引先様に下記の取り組みをお願いしております。

- ・ 資源・エネルギーの使用量や企業活動による環境への負荷を最小化するように改善・開発に努めてください。また、廃棄物についても、リサイクルなどの取り組みを通して削減に取り組んでください。
- ・ 環境負荷を最小化するようグリーン調達を推進してください。
- ・ 環境にやさしい製品の開発・提案を積極的に行ってください。
- ・ 製品に含まれる化学物質を把握、管理する体制を整えてください。また、Nitto グループからの化学物質情報提供の依頼に対しては速やかな対応をお願いします。

Nitto グループはこれからも『調達基本方針』に則り、グリーン調達に取り組んでまいりますので、お取引先様のご協力お願いいたします。

## 2. 本基準書の目的と適用範囲

本基準書は日本国内のNitto 事業所並びにNitto グループ会社において、グリーン調達を実現するための具体的な取り組みについて示すものです。

本基準書は全てのNitto グループ購入品に適用されるものとします。購入品には、輸入品なども含め、日本国内で購入し納入されるすべての原材料、部品・部材、包装材などの副資材、製造委託品、装置、施設等の購入品を含みます。

### 3. グリーン調達に向けた推進事項

日本国内におけるグリーン調達の実現にむけて、Nitto グループは下記の項目を推進いたします。

- ・お取引先様の環境保全に対する取り組みの評価
- ・購入材料に対する環境負荷物質調査
- ・さらなる環境負荷低減への取り組み

お取引先様にはご理解の上、ご協力をお願いいたします。

### 4. お取引先様の環境保全への取り組み評価

Nitto グループにはお取引先様の「品質」「価格」「納期」「サービス」などについて評価し、以後のお取引に反映させていただく制度があります。

特に、環境に対する取り組みにつきましては、「グリーン調達取引先評価チェックリスト」でお取引先様における管理レベルを評価させていただきます。

チェックリストの提出をお願いしました場合には、速やかにご回答いただけますようお願いいたします。

また、調査結果に基づき、お取引先様への指導・助言、または改善のお願いをすることがありますので、その場合はご協力頂きますようお願いいたします。

チェックリストはNitto ホームページの「企業情報」内「グリーン調達チェックリスト」をご参照下さい。

(URL: [http://www.nitto.com/jp/ja/about\\_us/procurement/checklist/](http://www.nitto.com/jp/ja/about_us/procurement/checklist/))

### 5. 購入材料に対する環境負荷物質調査

#### 5.1 含有化学物質管理への協力依頼

化学物質に対する法規制は、近年ますます厳しくなり、また対象となる物質数も拡大しております。

Nitto グループとしても、この変化に対応すべく、調達する購入材料に含有する化学物質の管理強化に努めております。この化学物質管理を確実なものとするため、次に記載します文書類の提出をお願いする場合があります。

弊社グループからの文書類提出のお願いに際しましては、速やかなご対応をお願いいたします。併せて、お取引先様におかれましては、自社の製品に含有する化学物質を確実に把握する仕組みを構築して頂きますようお願いいたします。

## 5.2 含有化学物質帳票の提出について

- ・ Nitto グループは弊社グループ会社や事業執行体から、必要に応じてお取引先様に調査をお願いいたします。
- ・ 調査回答方法として弊社の『製品含有化学物質情報システム』（Chemical Information system; CHI）の利用をお願いすることがあります。システムの利用方法に不明な点があった場合には、弊社グループ会社の担当窓口にご連絡頂きますようお願いいたします。
- ・ Nitto グループ会社や事業執行体の中には、本基準書に記載のない独自のグリーン調達帳票や調査項目を設定することがあります。
- ・ Nitto グループに提出していただいた調査結果について内容の変更や報告すべき追加事項が発生した場合、あるいは環境側面から新たな問題があると判明した場合には、速やかに当該グループ会社の担当窓口にご連絡頂きますようお願いいたします。
- ・ 提出いただいた調査報告などの情報は適切に弊社グループ内で管理します。

## 5.3 含有化学物質帳票の種類

- a. SDS（安全データシート）
- b. 特定の製品含有化学物質に関する情報シート
- c. 法規制該当非確認表
- d. 納入製品の含有禁止化学物質に関する不使用保証書（以下「不使用保証書」といいます。）
- e. ICP 分析などの含有化学物質分析データ（以下「分析データ」といいます。）
- f. 納入製品の含有化学物質成分表
- g. 各国新規化学物質届出制度登録状況調査表（略称：インベントリ調査表）
- h. REACH 規則高懸念物質（SVHC）含有調査表
- i. Nitto グループ各社、事業執行体が独自にお願いする化学物質含有調査書もしくは不含有保証書などの文書
- j. 新たに有害性が判明したなど、状況の変化に伴い個別にお願いする、化学物質含有調査書

なお、ご提出いただく文書の様式は改訂される場合があります。ご提出にあたっては最新版をご確認いただくようお願いいたします。

#### 5.4 含有化学物質帳票に関する補足事項

- a. SDS（安全データシート）について
  - ・ SDSはその提供に関する法規制の有無に関わらず提供をお願いします。
  - ・ 特に、日本国内において労働安全衛生法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）、毒物及び劇物取締法等で管理を義務付けられた物質については漏れの無いよう記載をお願いします。
- b. 特定の製品含有化学物質に関する情報シートについて
  - ・ 納入いただいている購入材料に、特定の化学物質が含有されているかについて、アークティクルマネジメント推進評議会（Joint Article Management Promotion-consortium; JAMP）の「JAMP MSDSplus」「JAMP AIS」帳票を用いて、回答をお願いいたします。
  - ・ 「JAMP MSDSplus」「JAMP AIS」帳票に用いられている言葉の定義、記入様式等は、以下 JAMP ホームページをご参照下さい。  
(<http://www.jamp-info.com/>)
  - ・ 物質、調剤については「JAMP MSDSplus」を、成形品については「JAMP AIS」の各様式を使用して下さい。
  - ・ 記入様式は JAMP ホームページよりダウンロードしていただき、xml ファイルにてご提出下さい。
  - ・ JAMP「管理対象物質リスト」（JAMP ホームページ参照）記載の物質については、企業秘密であるか無いかに関わらず記載して下さい。
  - ・ 記載の閾値は別紙 1 の判断基準に従って下さい。
- c. 法規制該非確認表について
  - ・ 購入材料として規制を受ける法規制などについて Nitto グループが独自に定めた調査表です。
- d. 不使用保証書について
  - ・ 不使用保証書記載の禁止物質について、購入材料への意図的添加を禁止し、加えて、閾値があるものは含有濃度が閾値未満であることを保証して頂きます。
  - ・ 記入様式は Nitto ホームページの「企業情報」内「グリーン調達チェックリスト」をご参照下さい。  
([http://www.nitto.com/jp/ja/about\\_us/procurement/checklist/](http://www.nitto.com/jp/ja/about_us/procurement/checklist/))
  - ・ 不使用保証対象化学物質の一覧と閾値は不使用保証書の表 2 に記載していますので、ご確認下さい。
  - ・ 万一、閾値レベルを超える禁止物質の含有が判明した場合は、速やかに報告して下さい。

- e. 分析データについて
- ・ 納入製品の含有禁止化学物質に関する不使用保証書のご提出に際しては、同様式の表2に記載の分析データ「要」の物質に関する分析データの添付をお願いします。
  - ・ 分析方法は Nitto ホームページの「企業情報」内「グリーン調達チェックリスト」からダウンロードできます。  
([http://www.nitto.com/jp/ja/about\\_us/procurement/checklist/](http://www.nitto.com/jp/ja/about_us/procurement/checklist/))
  - ・ 不使用保証書のご提出の際以外にも、必要に応じ随時分析の願いをすることがありますので、ご協力をお願いします。
- f. 納入製品の含有化学物質成分表について
- ・ Nitto グループとして化学物質を管理するため、もしくはお客様に含有化学物質情報を提供するために、a. SDS、b. 「JAMP MSDSplus」もしくは「JAMP AIS」だけでは不十分な含有化学物質情報について調査をお願いします。
  - ・ 情報の提出にあたっては Nitto グループが独自に定めた様式をご利用下さい。
- g. 各国新規化学物質届出制度登録状況調査表について
- ・ 購入材料に含まれる化学物質が世界各国のインベントリに登録されているかどうかをご回答いただくものです。
  - ・ この帳票は納入製品が物質、調剤の場合にのみご提出をお願いします。
- h. REACH 規則高懸念物質 (SVHC) 含有調査表 について
- ・ 欧州 REACH 規則に基づく高懸念物質 (SVHC) の含有を確認するための帳票です。

## 5.5 包装資材に対する補足事項

包装材などの副資材につきましては、包装廃棄物に関する欧州議会及び理事会指令（欧州指令 94/62/EC）で鉛、カドミウム、六価クロム、水銀の4物質合計が 100ppm 未満とすることが求められています。

Nitto グループに納入いただく梱包材・副資材（購入材料に用いるものも含む）におきましても、この点の配慮をお願いいたします。

また、お取引先様にご確認する場合がありますので、ご協力願います。

## 6. さらなる環境負荷低減への取り組み

### 6.1 産業廃棄物削減のお願い

Nitto グループにて調達する原材料等は、その品質保持や搬送中の損傷防止等の為に、金属缶、段ボール箱、パレット、台紙等の梱包材を用いて梱包された状態で納入いただいております。これらの梱包材が利用後に廃棄物となった際、その環境に対する影響は決して小さくありません。

産業廃棄物を最小限に抑える為、「リデュース」「リユース」「リターナブル」「リサイクル」などを考慮した梱包へ仕様の改善を図っていただくとともに、新しい梱包材の開発・導入など Nitto グループへの積極的なご提案をお願いいたします。

### 6.2 より環境負荷の少ない原材料の開発/紹介のお願い

Nitto グループでは、有機溶剤の排出量削減、エネルギー原単位の向上などを目標に掲げております。その達成のために、Nitto グループではより環境負荷の少ない原材料等の探索・採用、代替技術の開発を行っております。

お取引先様におかれましては、これらに寄与する原材料や技術についても積極的なご紹介、ご提案をお願いいたします。

### 6.3 生産設備・施設・補助材料（工程材料）など

Nitto グループでは、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の削減の為に、生産設備などのエネルギー原単位の向上/省エネルギー技術の開発に努めています。また、その設備や工程における騒音対策等も行っています。

Nitto グループにて導入する設備はこのような視点から対策が打たれているかなどの事前検討を行います。Nitto グループから情報提供の依頼があった場合には、関係する資料・データの提供をお願いいたします。

また、生産設備・施設、補助材料につきましても、Nitto グループにおける含有化学物質管理を確実なものとするため、5章に記載の文書の提出をお願いすることがあります。

### 6.4 備品・一般事務用品

備品・一般事務用品につきましては、環境に配慮された商品であることを判断基準とし、下記の法人・機関等が推奨する商品を優先的に使用してまいります。

- 「グリーン購入ガイドライン」…グリーン購入ネットワーク発行
- 「グリーン購入法基本方針の特定調達品目及びその判断基準」…環境省
- 「環境ラベル」…(財)日本環境協会実施のエコマークに代表されるもの



なお、各 Nitto グループ会社において、異なる判断基準で購入品を選定する場合もございますので、各調達窓口にご確認頂きますようお願いいたします。

また、備品・一般事務用品につきましても、Nitto グループにおける含有化学物質管理を確実なものとするため、5 章に記載の文書の提出をお願いすることがあります。

## 6.5 外注作業

Nitto グループより外注を依頼する作業(加工等)においては、使用する材料、機械等やその作業方法が、環境保全の観点だけではなく、また作業者の健康や安全に問題ないか等、労働安全衛生の観点から十分に注意がはらわれていることが必要です。

また、作業に使用する材料、機械等またはその作業方法を変更する場合には、当該グループ会社の担当窓口へ速やかに連絡し対応を協議して下さい。

## 7. 調査における窓口

本基準書に基づく調査等のグリーン調達に関わる窓口業務は Nitto グループ各社、各事業執行体の調達部門が担当させていただきます。また、グループ会社のグリーン調達基準書につきましては、本調達基準書と内容が異なる場合もありますので、各グループ会社のホームページまたは調達窓口にお問合せ頂きますようお願いいたします。

以上

別紙 1

閾値の判断基準

管理対象物質の報告に関する判断基準を表 1 に示す。

表 1 管理対象物質の報告判断基準

法規閾値 (注 1)	濃度 (注 2)	非意図的含有 (注 3)	意図的添加 (注 4)
あり	閾値以上	報告する	報告する
	閾値未満	報告を必須としない。(但し注 5 の規定に該当する場合報告す る。)	
なし	0.1wt%以上	報告する	
	0.1wt%未満	報告を必須としない。(但し注 5 の規定に該当する場合報告す る。)	

注 1 : 「法規閾値」とは、JAMP 管理対象物質に引用されている法規が規制対象  
としている濃度を示す。

注 2 : 濃度は、分析、理論的推定値および過去の管理実績から推定する。

注 3 : 「非意図的含有」とは「含有既知」の場合で注 4 に示す「意図的添加」  
以外の含有である場合を示す。

注 4 : 「意図的添加」とは、「対象物に一定の性能を持たせる為に添加 (含有) され  
た状態」をいう。添加させることを意図していない「不純物、反応副生物、  
分解物、ポリマー中の残留モノマー」などは意図的添加ではなく、非意図的  
含有であるとする。

注 5 : 下記条件の場合には、含有ありとして報告する。

- ①製品用途が、食品関係、医療関係など、高度の管理対象物質の管理が  
必要であると思われることが容易に推定できる場合 (一般工業用製品は除く)
- ②製品が使用される場合に、管理対象物質が高度に濃縮されて法規制の  
対象となることが容易に推定できる場合
- ③該当する管理対象物質の含有濃度管理が十分でなく、法規閾値ありの場合で  
含有濃度が法規閾値を超える、または法規閾値がなしの場合で 0.1wt%を超える  
可能性がある場合
- ④JAMP 方式による情報伝達が過渡期であり、従来の情報伝達の方法採用または  
併用することがやむを得ないと判断した場合

⑤その他、自社判断で報告が必要と認めた場合

出典：JAMP AIS・MSDSplus 解説書 第1.0版 準拠

発行年月日：	2006年6月30日	第一版
発行年月日：	2009年5月8日	第二版
発行年月日：	2010年1月8日	第三版
発行年月日：	2011年2月10日	第四版
発行年月日：	2016年8月1日	第五版

最新の「Nitto グループグリーン調達基準書」は Nitto ホームページの下記URL  
でご覧いただけます。

[http://www.nitto.com/jp/ja/others/about\\_us/procurement/green/file/standards.pdf](http://www.nitto.com/jp/ja/others/about_us/procurement/green/file/standards.pdf)

発行： 日東電工株式会社 経営インフラ統括部門調達統括部

〒567-8680

大阪府茨木市下穂積1丁目1番2号

TEL：072（621）0181